

防整施（事）第144号
28.3.31
一部改正 防整施（事）第226号
30.6.15
一部改正 防整施（事）第159号
令和2年3月31日

大臣官房長
整備計画局長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、平成28年4月1日から適用することとされたので通達する。

なお、建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第17号。27.10.1）は平成28年3月31日をもって廃止する。

添付書類：別紙

建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領

(趣旨)

- 1 防衛省発注機関（契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）における建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る測量及び建設コンサルタント等業務（以下「技術業務」という。）を建設コンサルタント等へ委託する場合の事務処理については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及び防衛省所管契約事務取扱細則等の関係法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

- 2 この要領において、技術業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。
 - (1) I類
 - ア 基本構想
 - イ 環境アセスメント業務（環境調査を含む。）
 - ウ 基本設計・基本的な検討
 - エ 実施設計（基本的な検討を含む。）
 - オ 資料収集整理業務等、ア～エ以外の技術的な検討を含む業務
 - (2) II類
 - ア 測量調査
 - イ 土質調査
 - ウ 土壌汚染状況調査
 - エ 既設建築物等診断調査
 - オ 資材価格調査
 - カ 電波障害調査等、ア～オ以外の調査業務
 - キ 実施設計（基本的な検討を含まない。）
 - ク 事業監理業務（防衛施設整備監理業務、防衛施設技術審査業務、工事監理業務、積算・検査業務等の支援業務）

(契約の方式)

- 3 技術業務の契約は、建設工事の入札・契約手続にあたって一般競争入札によ

らないことができる自衛隊施設の調達について（防経工第3661号。6.6.22）及び建設工事の入札・契約手続に当たって一般競争入札によらないことができる提供施設の調達について（防整施（事）第135号。28.3.30）に該当する場合を除き、公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画（平成6年1月18日閣議了解）及び公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定）に基づき、一般競争入札方式又はプロポーザル方式により行うものとする。

（契約書）

- 4 技術業務の契約は、整備計画局長が定める委託契約書により契約を行うものとする。

（積算価格）

- 5 予定価格の基礎となる積算価格は、整備計画局長が定める積算価格算定要領に基づき算定するものとする。

（協議）

- 6 この要領の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局長と協議するものとする。

（委任規定）

- 7 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、整備計画局長が定めるものとする。